

# 剣道試合・審判・運営要領の手引き

全日本剣道連盟

## ま え が き

全日本剣道連盟は、事業の重点方策として平成12年度から「審判技術の向上を進め、講習の徹底と相まって我が国剣道の質的充実を図る」ことを取りあげてきました。

試合の場面では、多種多様な状況が発生します。その状況に対応するための措置は、必然的に規則に基づいた審判員の判断に委ねられることとなります。

したがって、審判員は剣道試合・審判規則を理解し、適正な試合運営に努め、試合を活性化させるために、審判技術の向上に努めなければなりません。この目的を達するため、本連盟は、まず、講習会講師の養成を重視した研修に取り組んでおります。

そのための業務の参考にするため、このたび、審判法の中核となる考え方や主な事例について、「剣道審判講習会における試合・審判・運営要領の手引き」を作成いたしました。関係者には、これを十分活用し実践していただくことを期待いたします。

試合・審判委員会

# 目 次

《規則と審判》	
一 規則	3
二 審判の目的	4
三 審判員の任務	4
四 審判員の心得	5
1. 一般的要件	
2. 留意事項	
《審判の基本的な留意点》	
一 有効打突	6
二 残心の解釈と見極め	8
三 規則の解釈と運用	8
1. 反則事項の見極め	
2. つば（鏢）競り合いについて	
四 審判員の位置取りと対応の仕方	11
1. 基本原則	
2. 基本原則の解説	
3. 例外的な現象	
4. その他	
《運用の解説》	
一 試合	16
二 審判	17
三 運営要領	18
《主な事例の解説》	
一 試合	20
1. 有効打突について（第12条）	
2. 諸禁止行為について（第17条）	
二 審判	28
1. 審判方法について（第29条）	

# 《規則と審判》

## 一 規則

全日本剣道連盟『剣道試合・審判規則』第1条（本規則の目的）には、「剣の理法を全うしつつ、公明正大に試合をし、適正公平に審判する」とある。これは、「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」という「剣道の理念」を踏まえ、試合を通して日本の伝統文化である剣道を正しく継承し、「人間形成」を醸成する目的で制定されたものである。

剣道の試合・審判規則は、剣道の特性や教育的な意義を考慮しながら、社会の一般的な通念や普遍性などを基盤にし、これを試合の場面に適応させて構成したものである。

したがって、審判は第1条（本規則の目的）を基本にして、試合・審判の諸条件や手続きに従って措置することになる。

## 二 審判の目的

審判の目的は試合・審判規則を正しく運用し、「試合による全ての事実を正しく判断し、決定する」ことである。

## 三 審判員の任務

審判員の任務は適正な試合運営に努め、試合の活性化を図ることである。さらに、審判員の「使命は何か」「任務は何か」「資格は何か」を自覚する必要がある。

審判員の判定には絶対的な権限が与えられている。したがって、審判員は独善や主観ではない、妥当性と客観性に基づいた自己の心の決断によって判定しなければならない。

そのためには、自らが稽古を積み重ねて自己の技術を高めるとともに、審判技術の向上に努めなければならない。

## 四 審判員の心得

### 1 一般的要件

- (1) 公平無私であること。
- (2) 試合・審判規則、運営要領を熟知し、正しく運用できること。
- (3) 剣理に精通していること。
- (4) 審判技術に熟達していること。
- (5) 健康体で、かつ活動的であること。

### 2 留意事項

- (1) 服装を端正にすること。
- (2) 姿勢・態度・所作などを厳正にすること。
- (3) 言語が明晰であること。
- (4) 数多く審判を経験し、反省と研鑽に努めること。
- (5) よい審判を見て学ぶこと。

## 《審判の基本的な留意点》

### 一 有効打突

有効打突の条件は、試合・審判規則第12条に「充実した氣勢」「適正な姿勢」をもって「竹刀の打突部で打突部位」を「刃筋正しく打突」し「残心あるもの」と規定されている。このような諸条件を満たした有効打突の一本こそが剣道の特性である。

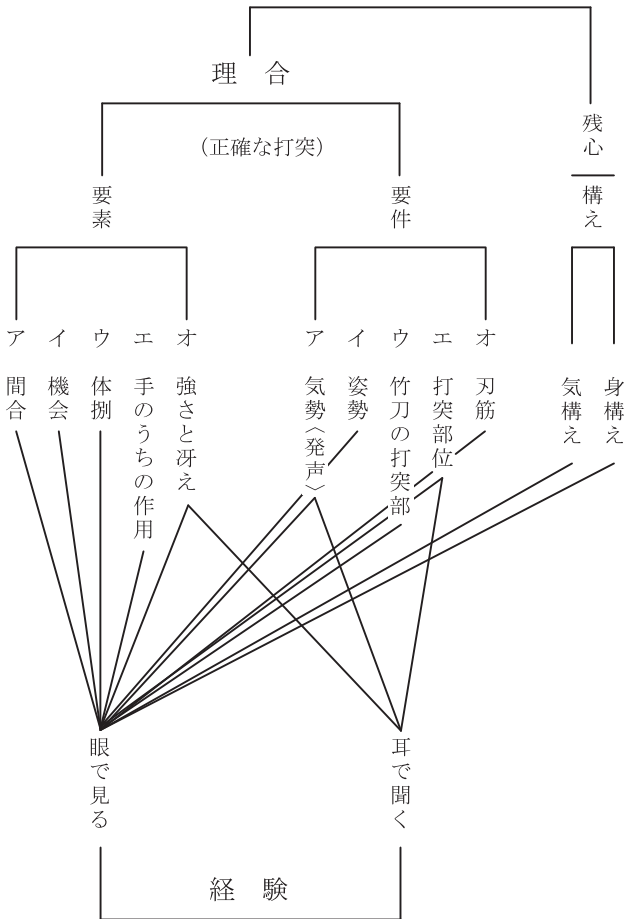
剣道の特性を継承させてゆくためにも、審判員は有効打突を正しく判定しなければならない。しかし、有効打突の見極めが曖昧であったり軽率であった場合には、有効打突としての一本の質的価値や剣道の特性を見落としてしまうことになる。審判員は、このような有効打突の判定の重大さを認識しなければならない。

打突そのものが軽くても、「玄妙な技」などは技の質として一本に採れる場合がある。“軽いから一本にならない”とはせずに、技の違いによる有効打突を見極めることが大切である。

安易に相打ちで済ませてしまうことがあるが、相打ちはまず無いと考えて対処しなければならない。

# 有効打突

(気剣体の一致)





## 二 残心の解釈と見極め

残心とは一般的に打突後の気構えと身構えの総称である。

打突後、必要以上の余勢や有効を誇示した場合などは有効打突を取り消す。打突後の体勢や態度なども観察しながら、打突行為を総合的に捉えて見極めることが大切である。

なお、「先」の技をきめてからの残心と、応じて技をきめてからの残心とでは、残心の内容に違いがある。例えば、応じ技などは瞬間的に残心をとる場合もある。

## 三 規則の解釈と運用

### 1 反則事項の見極め

違法・不当・適法・適正などの概念を正しく解釈しなければならない。違法とは規則に反する行為であり、「禁止行為事項」にある「不当」とは、違法とまでは云えないが、一般的な通常概念を超えた行為として考える。これらを混同すると処置を誤ることにもなりかねない。

反則事項については、試合の現象だけを見て安易に判断してはならない。一連の経過の中から、現象としての「結果」とともに、その根底にはどのような「原因」があったのかという関係を見極め、規則に基づいて正しく判断しなければならない。

疑問のある場合や微妙な事象については、合議により事実に基づいて判断する。なお、竹刀を落とした場合など、反則の事実が明確な場合は、旗の表示を以って合議を省略する。

不当な行為を見逃すと不当な行為が増幅してくるので、厳格に見極めるようにする。

## 2 つば（鏝）競り合いについて

つば（鏝）競り合いは、鏝と鏝とが競り合って互いが最も接近して緊迫した間合である。鏝競り合いは攻防や打突行動の中から発生した相対関係である。

鏝競り合いになった場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。しかし、鏝競り合いが長く続くようであれば、基本的には次の観点から判断

する。

- ① 正しい鏝競り合いをしているか。
- ② 打突の意志が有るか。
- ③ 分かれる意志が有るか。

目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。

- 一般的に見て異常な行為であれば、不当な鏝競り合いとなる。「一般的に見て異常な行為」という判断は、第1条の目的に帰結することになる。こうしたことに加えて、「時間的な経過」「状勢」なども踏まえて、総合的かつ客観的に考察し、さらに合議によって判断・処置する。
- 終始、拳が相手の竹刀の刃部にかかっているような場合は、明らかに不当な鏝競り合いである。
- 鏝競り合いから打突に結びつけるための瞬間的な崩しはあるが、長く続けば異常と判断される。
- 技を出す為に起こした瞬間的な行為や、技につながる瞬間的な行為であると判断したならば、問題にはならない。

- 打突に移る手段としての瞬間的な逆交差であれば問題にしない。
- 暴力的であったり、意図的なひっかけ（ひっかけることを目的にする）や、一般的に見て異常な行為であれば、禁止行為に該当する。
- こうちやく（膠着）の状態を安易に考えないようにする。安易に「分かれ」を宣告すると、試合者は審判員の「分かれ」に頼り、これを利用してしまうことになりかねない。
- 判定に関する権限は審判員三人が同等であるが、膠着や不当な鏝競り合いに関する処置は、試合の運営にかかわる主審の専決権限の事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

## 四 審判員の位置取りと対応の仕方

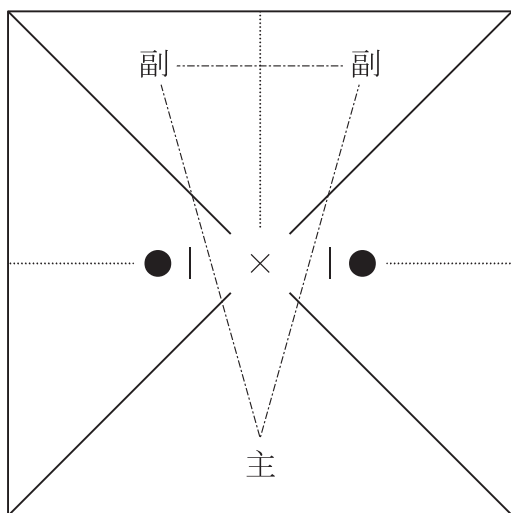
### 1 基本原則

- (1) 試合者の動きに合わせて、三人の連携やバランスを保ちながら、臨機応変に一番見やすい位置を確保する。

- (2) 主審を頂点とした二等辺三角形を維持しながら動くことが原則である。
- (3) 審判員の移動範囲を特定してはいけない。

## 2 基本原則の解説

- (1) 運営要領P14の「審判員の移動・交替要領」と「第2図 審判員の定位置」に示すとおり、審判員は後方の境界線から約1メートル内側に立つようにする。

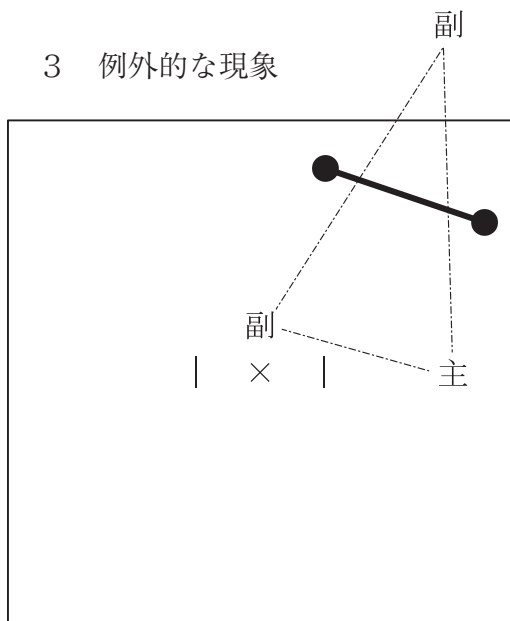


- (2) 理想的な位置取りはあるものの、基本的に決まりはない。位置取りを決めたらそれにとらわれてしまうことになりかねない。

図 1

- (3) 「……………」の区分は、主審・副審の主な責任区域であって、“責任区域内から出てはいけない”という意味ではない。
- (4) 状況によっては、「/」「\」の区域まで動くことも有り得る。ただし、「/」「\」の範囲を“自由に動いてもよい”ということではない。
- (5) 審判員同士の間隔が変動することも有り得るが、十分考慮して移動・位置取りをする。
- (6) 主審が試合状況を先取りして素早く位置取りをすることにより、主審に連動して副審は位置取りしやすくなる。主審の意識が大切となる。
- (7) 審判員は、試合者と他の審判員を常に視野に入れておくことが大切である。

### 3 例外的な現象

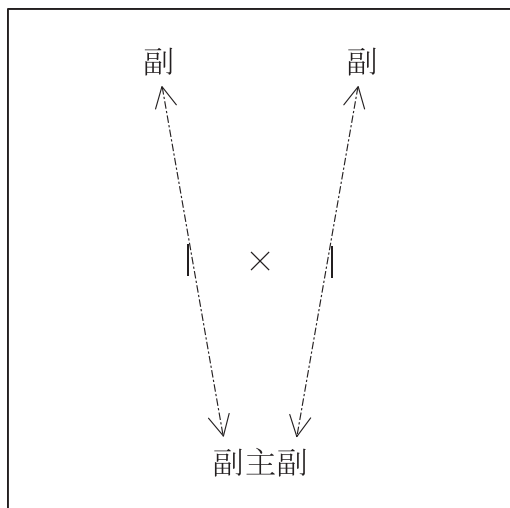


- (1) 諸般の状況によって原則どおりにはならず、特殊な位置取り（左図2参照）になる場合も想定される。

図 2

- (2) 試合場から出る必要のない場合は出ない。
- (3) 上段に対しては観る角度や距離を考慮して、移動・位置取りをする。
- (4) あってはならないが、片側(表又は裏の一方)に三人の審判員が寄り集まり停止したような場合には、主審は直ちに「止め」をかけることが賢明である。

#### 4 その他



- (1) 試合の開始と終了の際に副審が定位置に移動する場合、副審は開始線の内側を通り定位置まで移動する。

図 3



## 《運用の解説》

### 一 試合

剣道具について（第4条）

- ① 小手の内側に装着している手袋などの用品は、特に規制しない。
- ② 名札を着けていない者の出場は、規則上、認めない。
- ③ 剣道具は細則第3条に示すとおりであり、それ以外は試合の公平を欠くことや危害予防の観点から、公式の試合では使用させないものとする。

試合時間について（第6条）

- ① 試合終了（規則第9条）と同時の打突は、規則どおり有効である。

竹刀の打突部について（第13条）

- ① 「物打」とは、「規則 第2図 竹刀各部の名称」に図示してあるとおりである。
- ② 審判員がしっかりとした目で「物打を中心とした刃部（弦の反対側）」で打突しているかどうかを見なければならない。

## 二 審判

負傷または事故について（第30条）

- ① 試合中に試合者が負傷した場合、審判員が行う試合継続の可否判断は、医師の意見を徴するとともに、試合者の試合について責任を持つ立場にある監督の意見も参考にして、より客観的かつ総合的な見地から試合継続の可否を判断し、処置する。
- ② 審判員の総合判断の後、時間の計測を開始する。
- ③ 第30条1項は、被害者救済のため医師および審判員等の判断、処理により、その後の試合に出場できるように設定されたものである。

二刀について

- ① 小刀での打突が有効打突になるには、大刀で相手の大刀を制している場合で、打った方の肘がよく伸び、十分な打ちで条件を満たしていることを必要要件とする。但し、つば競り合いでの小刀の打突は原則として有効としない。
- ② 試合中、竹刀が破損し、代えの竹刀がなければ、試合不能として、負けとする。

- ③ 二刀のつば競り合いは、小刀を下に、大刀を上とし、二刀を交差する形で指導する。

### 三 運営要領

(試合開始前の審判員の移動および旗の保持)

- ① 審判員が旗を持って歩く場合は、自然な歩行動作でよい。
- ② 審判旗を巻く場合は、見苦しくないように、丁寧かつ自然に巻く。

(審判員の交替)

- ① 主審の交替は大会の申し合わせによる。

(正面への礼)

- ① 選手と審判員の正面への礼に対する審判長の答礼は、大会の申し合わせによる。

(有効打突)

- ① 間違えて表示した場合は、取り消しの表示をせずに、ただちに正しい方の表示をする。

(その他の要領)

- ① 面紐を横金の何本目に通すかという規定は無いので、これが反則の対象になるものではない。一般的に見て極端に異常であれば、『剣道指導要領』に基づいて指導する。
- ② 破れた小手は、危険を防止するために取り換えさせる。
- ③ 「面紐の長さは結び目から40センチメートル以下とする」という事項は、試合の運営管理上の申し合わせ事項であって規則ではない。指導の範囲において協力を要請する事項である。
- ④ 中結は剣先から全長の約  $1/4$  の箇所ですっきりと固定させる。不備であれば危険を防止するために取り換えさせる。

(その他)

- ① オーダーどおりに出場していない試合者の処置は、大会の申し合わせによる。

## 《主な事例の解説》

### 一 試合

#### 1 有効打突について（第12条）

〈事例1〉◇ 赤の面打ちに対して、白がこれを右小手で避けた。その結果、赤が白の右小手を打った。この打ちをどのように捉えたらよいか。

〈解説〉① “面を打とう！”という意志のもとで面を打ったのであるから、小手打ちは偶然にすぎない。したがって、原則として有効打突にはならない。

② 状況によっても異なるので、具体的な事実を見極めて、総合的に判断することになる。

〈事例2〉◇ 赤が先に面を打って有効打突と判定されたが、これに対して一瞬遅れて白が突きを突き、このために先に面を打った赤の体勢が崩れたり倒れた場合、赤が打った面は有効打突になるか。

- 〈解説〉① 突かれたこと（外的要因）によって体勢が崩れたり倒れたのであれば、赤の面は有効打突となる。
- ② 先と後の関係、相対的な動作の姿勢、倒れた原因、残心などによって判断する。

〈事例3〉◇ “片手技は特にしっかりした打ちでなければならぬ”と云われているが、これをどのように見極めたらよいか。

- 〈解説〉① 有効打突の条件を満たしていれば一本になる。
- ② 「しっかりした打ち」の具体的な基準は決められない。経験則や有効打突の条件に基づいて判断する。
- ③ 少々バラツキがあったとしても、三審制によってより客観的な判断になる。

〈事例4〉◇ 被打突者の剣先が打突者の上体前面に付いて、その氣勢や姿勢が充実していると判断した場合は、有効打突とならないが、これを判断する手がかりは何か。

〈解説〉① 一つ一つの行動現象を机上で論ずることはむずかしい。先と後の関係、相対的な姿勢や影響力、残心などを総合的に見極めて判断することになる。

② 審判員は微妙な現象に対して、どこで見極めるのかを訓練することが大切である。

〈事例5〉◇ 倒れた者に対して直ちに加えた打突は有効となるが、「直ちに」という現象をどのように解釈したらよいか。

〈解説〉① 単に片方の一打を見るのではなく、その経過や倒れた者の対敵行動なども合わせて判断する。

- ② 倒れた者に対する打突は「一呼吸」  
とも云われるが、この「一呼吸」の中  
に審判員の見極めや判断が含まれる。

〈事例6〉◇ 二刀による小刀での打突は制約され  
ているが、制約の理由は何か。

〈解説〉① 剣道の文化的な観点から、慣習とし  
て二刀を認めているが、公平性や安全  
性の観点から制約している。

〈事例7〉◇ 打って直ぐに受けに入る動作につい  
て、どう対処すればよいか。

〈解説〉① 有効打突の条件（残心あるもの）に  
欠けるので一本としない。

## 2 諸禁止行為について（第17条）

〈事例1〉◇ 一方の試合者が同時に二つの反則を  
犯した場合、どのように処置したらよ  
いか。



- 〈解 説〉① 同時ということは考えられないので、時間経過を判断基準として、先に犯した事項が反則となる。
- ② 全く同時であった場合には、二つの反則事項のうち、より重度の事項が反則となる。

〈事例2〉◇ 赤の引き面に対して、白が突きながら追い込んで行った。この突をどのように考えたらよいか。

- 〈解 説〉① 不当な突っ掛けで、正当な突き技でなければ反則になる。
- ② 打突に結びつくのか否か、正当か不当かを判断するのは審判員の見極めである。

〈事例3〉◇ 一方が自分の竹刀で相手の竹刀を強く叩いて落とした。強く叩いた側が反則になるか、それとも落としてしまった側が反則になるか。

- 〈解説〉① 攻防の中で叩いたのであれば不当な行為にはならない。落とした側を反則にする。
- ② 強く叩いた行為が見苦しい場合は、第1条の（本規則の目的）に照らして反則にする。

〈事例4〉◇ 試合中に何らかの理由で剣道具が外れる場合がある。これは着装の不備として反則になるか。

- 〈解説〉① 規則上は反則にならない。
- ② 安全に対する注意義務を著しく怠り、これによって試合を継続することが不可能になる重大なミスであれば反則になる。
- 剣道具が頻繁に外れるようなことも同様である。
- ③ 着装は指導の段階である。

〈事例5〉◇ 体当たりと押し出しとを区別する判断の基準はあるか。

- 〈解 説〉① 打突後の体当たりや相手を崩して打突するなど、打突に結びつく行為でなければ不当な押し出しになる。
- ② 打突の意志がなく、押し出す目的であったのか否かを見極める。
- ③ 堪えられる程度の接触なのか否かを見極める。

〈事例 6〉◇ 正しい鏝競り合いではなかったのに、これを警告の意味で早めに反則にした。

この処置は適切か。

- 〈解 説〉① 不当という事実に基づいて判断する。
- ② 警告の意味は必要ない。

〈事例 7〉◇ 鏝競り合いが膠着した状態ではなく、もつれた状態であるならば反則になるか。

〈解 説〉① 不当な鏝競り合いとして反則になる。(身体接触から正しい鏝競り合いになっていないのでもつれてしまう。合理性から考えれば、技を出すためには打ち易い体勢になっていなければならない。正しい鏝競り合いになっていないのでもつれてしまい、もつれた状態から技は出せない。)

〈事例8〉◇ 鏝競り合いが解消したと判断するのはどのような時か。

〈解 説〉① 鏝競り合いから打突の行動に移った時、または何らかの行動を起こした時が鏝競り合い解消の端緒となる。

## 二 審判

### 1 審判方法について（第29条）

〈事例1〉◇ 二人の審判員が有効打突を表示し、これによって有効打突は決定したが、残る一人の審判員は表示をしなかった。この場合、有効打突が決定すれば、そのまま流してよいか、それとも残る一人の審判員に表示を促すのか。

- 〈解説〉① そのまま流さない。表示を促す。
- ② 有効打突は決定するが、規則第29条（審判方法）のとおり、他の審判員は自己の判断を直ちに表示しなければならない。
- ③ そのまま流してしまうと、審判員は旗の表示をしなくてもよいことになりかねない。

〈事例2〉◇ 三人の審判員は表と裏の位置関係にあるが、一番よく見える位置にいる審判員の判定に他の審判員は追随した方がよいか。

〈解説〉① 自分自身でよく見て、自分の判断と決断によって判定する。

② 一番よく見える位置にいる審判員が正しい判断をするとは限らない。

〈事例3〉◇ 突きが暴力と思えるような行為で、危険であると判断した場合には「止め」を宣告してよいか。

〈解説〉① 「止め」を宣告してよい。

② 打突に結びつかないような危険な行為であれば反則とする。

〈事例4〉◇ 鏢競り合いの時間が長いと思われた場合、副審は「止め」を宣告することができるか。

〈解説〉① 原則として、副審は「止め」を宣告することができない。

- ② 試合を運営する権限は主審の専決事項である。

〈事例5〉◇ 主審による鏝競り合いの処置に対して、副審が不信感や疑問を持った場合、副審は「止め」を宣告することができるか。

- 〈解説〉① 副審は「止め」を宣告することができない。
- ② 審判の事前事後において、審判員三人の意思統一や連携が大切となる。
- ③ 事後、審判主任は助言・指示・注意などを行う。

〈事例6〉◇ 主審が“不当な鏝競り合いである”と判断して合議を宣告した。合議において、副審は必ず一方または双方を反則にしなければならないか。

- 〈解説〉① 副審は“自分は（一方または双方を）反則にしない”と判定することができる。

- ② 不当な鏝競り合いで合議を宣告することは、試合を運営する主審の専決事項であるが、反則にするか否かの判断は、審判員三人の権限である。

〈事例7〉◇ 明らかな反則行為があったにもかかわらず、主審が気付かなかったり見えなかつたりした場合、副審は「止め」を宣告することができるか。

- 〈解説〉① 副審は「止め」を宣告することができる。
- ② 主審が気付かなかったり、見えなかつたりする場合がある。
- ③ 試合を継続することが不可能な緊急の場合がある。
- ④ 危険が潜在している緊急の場合がある。

〈事例8〉◇ 竹刀が回っていることについて、主審が気付かずに、副審が認めた場合、どのような処置の手順になるか。



〈解説〉① 副審は試合が中断した時に、その旨を主審に知らせる。

主審は適時「止め」を宣告し竹刀が回っていることについて明確に指導する。

② 一回指導した後、その行為が続いて打突した場合は有効打突としない。

〈事例9〉◇ AとBの審判員が場外の反則を表示した。これに対して試合者に一番近くてよく見える位置にいたC審判員が合議をかけ、“場外には出ていない”と強く主張した。これをどのように処置するか。

〈解説〉① 事実に基づいて判断する。

② 近くにいても、見えない、見えていない場合もある。

〈事例10〉◇ 境界線際でもつれて、どちらか一方が場外に出そうな状態の場合、出るまで待つべきか。

- 〈解説〉① 出るまで待つべきではない。
- ② 有効打突と違って反則になることを待つべきではない。公平性や危険防止などを考慮しながら、状況によって判断する。

〈事例11〉◇ 相打ちに近い打突に対して、赤旗二本（副審・副審）、白旗一本（主審）の表示があった。この判定について、主審が確認の意味で合議をかけた。このような合議は適切であるか。

- 〈解説〉① 主審が合議をかけることは不適切である。
- ② ただし、錯誤の疑念や表示の不明瞭などがあった場合、判定をより正確にするために合議をかける場合もありうる。

〈事例12〉◇ 有効打突や反則に関して合議を行った場合、主審だけが合議の結果を表示することになっている。合議において審判員の判定が2対1に分かれた場合、その結果を主審だけが表示したのでは、2対1の「1」の部分の主張が観衆には分からなくなってしまう。審判員三人が各々表示してもよいか。

〈解説〉① 一旦、合議という手順を踏んだのであれば、有効打突に関する合議であっても、合議をした後の表示は主審のみでよい。

② 3人の審判員が合議を行った結果、判定にバラツキはあったが、「結果を主審が代表して表示する」という考え方である。

——制作に關係した方々——

平成13・14年度試合・審判委員会

委員長	福	本	修	二				
委員	網	代	忠	宏	磯	部	直	樹
	井	上	茂	明	大	城	武	則
	太	田	友	康	梯		正	治
	後	藤	清	光	長	尾	英	宏
	松	永	政	美	脇	本	三	千雄
幹事	大	矢		稔				

(五十音順)

平成17・18年度試合・審判委員会

委員長	田	口	榮	治				
委員	磯	部	直	樹	遠	藤	勝	雄
	太	田	友	康	中	田	琇	士
	根	岸	一	雄	林		邦	夫
	藤	原	崇	郎	村	上		濟
	脇	本	三	千雄				
委員兼幹事	田	村		徹				

(五十音順)

## 剣道試合・審判・運営要領の手引き

平成14年10月1日 第1版 第1刷 発行  
平成14年11月20日 第2刷 発行  
平成14年12月20日 第3刷 発行  
平成15年6月20日 第2版 第1刷 発行  
平成19年3月14日 第3版 第1刷 発行

発行者 全日本剣道連盟

九段事務所 〒102-0074 東京都千代田区九段南2-3-14

靖国九段南ビル2階

電話03-3234-6271(代表) FAX03-3234-6007

北の丸事務所 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園2-3

日本武道館内

電話03-3211-5804(代表) FAX03-3211-5807

印刷・製本 プリ・テック株式会社